

## 議案説明資料

### 条例改正概要・新旧対照表 ほか

#### 議案第 1 号 . . . P1~P7

富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 2 号 . . . P8~P10

富士見町税条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 3 号 . . . P11~P21

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 4 号 . . . P22~P28

富士見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 5 号 . . . P29~P30

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条  
第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 6 号 . . . P31~P33

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正す  
る条例  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 7 号 . . . P34~P39

富士見町商業振興条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

**議案第 8 号 . . . P40~P46**

富士見町工業振興条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

**議案第 9 号 . . . P47~P51**

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

**議案第 1 0 号 . . . P52~P55**

富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

**議案第 1 1 号 . . . P56~P57**

長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について  
(変更理由・新旧対照表)

**議案第 1 2 号 . . . P58~P62**

町道の路線の一部廃止について  
(廃止理由・説明図)

**議案第 1 3 号 ~ 議案第 1 9 号**

平成 2 9 年度 各会計補正予算について  
(議案集：各補正予算 歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください)

**議案第 2 0 号 ~ 議案第 2 6 号**

平成 3 0 年度 各会計予算について  
(別冊：平成 3 0 年度 各会計予算書をご覧ください)

## 富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 総務課

### 1. 改正の趣旨

個人情報保護法等改正法（平成27年法律第65号）及び行政機関個人情報保護法等改正法（平成28年法律第51号）の施行を踏まえた地方公共団体が制定する個人情報保護条例の改正を行うものです。現行の個人情報保護法に規定する「個人情報」の定義については、「事業者から「個人情報についての法解釈の曖昧さ」を理由に利活用を躊躇せざるを得ないとの指摘等がなされ、また、情報通信技術の発展に伴い用いられるようになった多種多様な情報が個人情報に該当するのかどうか分かりにくいという事態も生じていた」ことから、個人情報保護法等改正法による個人情報保護法の改正では、顔識別データ、指紋識別データ、旅券番号、基礎年金番号、個人番号等を「個人識別符号」として定義しこれが含まれる情報は「個人情報」に該当することとなりました。

また、これまで、個人情報保護法においては、人種、思想・信条、社会的身分等に関する情報（以下「センシティブ情報」といいます。）については典型的に定義することには困難が伴う等の理由から、センシティブ情報を類型化して規定することはせず、センシティブ情報の取扱いについては、個人情報保護法上特に明確ではありませんでした。

この個人情報保護法等改正法では、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を「要配慮個人情報」として定義し、本人の同意を得ないで取得することを原則禁止とする等、その取扱いに関する規定が新たに設けられました。

### 2. 改正の主な内容

- (1) 「個人情報」、「要配慮個人情報」等の定義の明確化
- (2) 第7条内の「個人情報取扱事務の届出」に「要配慮個人情報」を加えました。

### 3. 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

富士見町個人情報保護条例(平成12年富士見町条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報で、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>事業を営む個人の当該事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報</u></p> <p>イ <u>法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報で、<u>次のいずれかに該当するもの</u>  <u>をいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する</u>  <u>情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関する</u>  <u>情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除</u>  <u>く。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画</u>  <u>若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人</u>  <u>の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られ</u>  <u>る記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は</u>  <u>音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符</u>  <u>号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法</u>  <u>律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))</u>  <u>を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することが</u>  <u>できるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個</u>  <u>人を識別することができることとなるものを含む。))</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p>

体の役員に関する情報

(3) (略)

(4) (略)

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) (略)

(7) (略)

(8) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、  
図画、写真、フィルム、(マイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録  
(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によつて認識することがで  
きない方式で作られた記録をいう。以下同じ)であつて、当該実施機  
関が管理しているものをいう。

(収集の制限)

第6条 (略)

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を収集し  
てはならない。ただし、法令に定めがあるとき又は富士見町情報公開

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の  
経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、  
偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要す  
るものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を  
番号法第26条において準用する場合を含む。第23条の2において同  
じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) (略)

(8) (略)

(9) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、  
図画、写真、フィルム(マイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録  
\_\_\_\_\_であつて、当該実施  
機関が管理しているものをいう。

(収集の制限)

第6条 (略)

2 実施機関は、要配慮個人情報(本人の信条、社会的身分、犯罪の経歴及  
び犯罪により害を被った事実が含まれる個人情報に限る。)を収集して  
はならない。ただし、法令に定めがあるとき又は富士見町情報公開条

条例(平成11年富士見町条例第1号)第16条に規定する富士見町行政文書開示・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて正当な行政執行のために必要があると認めたときはこの限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

3 (略)

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

2～4 (略)

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第7条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

例(平成11年富士見町条例第1号)第16条に規定する富士見町行政文書開示・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて正当な行政執行のために必要があると認めたときはこの限りでない。

3 (略)

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) (略)

2～4 (略)

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第7条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) (略)

(8) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)～(9) (略)

(10) 第2条第3号イに係る特定個人情報ファイル

3 (略)

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条の4 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿(第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)～(9) (略)

(10) 第2条第4号イに係る特定個人情報ファイル

3 (略)

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条の4 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿(第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正をすることの決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は\_\_\_\_情報提供者\_\_\_\_\_(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項に規定する受託者等が行う業務に従事している者若しくは従事していた者が正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1項第4号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正をすることの決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項に規定する受託者等が行う業務に従事している者若しくは従事していた者が正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号ア\_\_\_\_に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の富士見町個人情報保護条例(以下「改正後条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関が保有している個人情報であって、改正後条例第2条第3号に規定する要配



慮個人情報を含むものについての改正後条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年富士見町条例 号）の施行後遅滞なく」とする。

3 この条例の施行の際現に改正後条例第2条第1号に規定する実施機関が保有している改正後条例第2条第7号に規定する特定個人情報ファイルであって、改正後条例第7条の3第1項第5号に規定する記録情報に改正後条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第7条の3第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「保有しているときは、富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年富士見町条例 号）の施行後遅滞なく」とする。

## 富士見町税条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 財務課

### 1. 改正の趣旨

公益社団法人及び公益財団法人又はこれに準ずるものの町民税減免について地方税法の主旨に合わせて条例の一部を整備する。また、社会情勢の変化、施設形態・利用形態の多様化に対応するため、入湯税の課税免除に学校の生徒による修学旅行及び合宿訓練関連を新たに追加し、日帰り入湯に係る課税免除規定の明確化を図るため、条例の一部を改正するもの。

### 2. 改正の内容

- (1) 旧民法第34条（公益法人の設立）に規定する社団又は財団を削除し、公益社団法人及び公益財団法人又はこれに準ずるものを加える。
- (2) 入湯税の課税免除に学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに類する学校の生徒で教員の引率による修学旅行及び合宿訓練において入湯する者を新たに加える。
- (3) 入湯税の課税免除に入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者を新たに加える。
- (4) 入湯税の税率を宿泊を伴う入湯と宿泊を伴わない入湯に分け明確化を図る。

### 3. 施行日

この規則は平成30年4月1日から施行する。

富士見町税条例(昭和30年富士見町条例第42号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、<u>収益事業を行う法人を除き、町長において必要があると認めるものに対し町民税を減免する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公益社団法人及び公益財団法人_____</p> <p><u>(5) 民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人又はこれに準ずるもの</u></p> <p><u>の</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち_____</p> <p>_____、町長において必要があると認めるものに対し町民税を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公益社団法人及び公益財団法人<u>又はこれに準ずるもの</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに類する学校の生徒で教員の引率による修学旅行及び合宿訓練において入湯する者</u></p> <p><u>(5) 入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者</u></p>

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする

\_\_\_\_\_。

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、入湯客1人1日(第1号の場合にあつては、1泊をもって1日とする。)につき、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 宿泊を伴う入湯 150円
- (2) 宿泊を伴わない入湯 50円

附 則

この条例は、平成30年4月1日より施行する。

## 富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 住民福祉課

平成30年4月1日施行の、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に伴い、富士見町国民健康保険条例（昭和34年富士見町条例第4号）の一部を改正する。

### 1. 改正の趣旨

「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するものであること。

※国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

（平成29年政令第3号。）H29.1.18公布（平成30年政令第27号。）H30.1.31公布

### 2. 改正の内容

- 1 平成30年4月からの国民健康保険の制度改正に伴い、都道府県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。主に長野県が財政運営の責任主体となり、県内国保の運営方針等を策定する国民健康保険事業の運営に関する協議会を県が設置することで、各市町村はそれぞれの市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会となります。  
また、長野県へ国民健康保険事業費納付金として納付するため、市町村の保険料の賦課に関する基準を改正することとしたこと。
- 2 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を54万円から58万円に引き上げることとしたこと。
- 3 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げることとしたこと。
- 4 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、3に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

### 3. 施行期日

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この条例による改正後の第 6 章（保険料）の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

富士見町国民健康保険条例(昭和34年富士見町条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 この町が行う国民健康保険_____(第1条)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>_____(第2条・第3条)</p> <p>    第1章 この町が行う国民健康保険_____</p> <p>        (この町が行う国民健康保険_____)</p> <p>第1条 この町が行う国民健康保険_____については、法令に<u>定が</u>あるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>    第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>_____</p> <p>        (国民健康保険運営協議会_____の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>_____ (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>    (1)～(3) (略)</p> <p>    (保険料の賦課額)</p> <p>第11条の2 保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項_____に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び<u>後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額_____をいう。以下同じ。)</u>並びに<u>介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 この町が行う国民健康保険<u>の事務</u>(第1条)</p> <p>第2章 <u>町の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(第2条・第3条)</p> <p>    第1章 この町が行う国民健康保険<u>の事務</u></p> <p>        (この町が行う国民健康保険<u>の事務</u>)</p> <p>第1条 この町が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に<u>定めがある</u>もののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>    第2章 <u>町の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>_____</p> <p>        (町の国民健康保険事業の運営に関する協議会<u>の委員の定数</u>)</p> <p>第2条 <u>町の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>    (1)～(3) (略)</p> <p>    (保険料の賦課額)</p> <p>第11条の2 保険料の賦課額は、<u>世帯主の_____世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び<u>後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u>並びに<u>介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の</u></p>

保険者 \_\_\_\_\_ をいう。以下同じ。)につ  
き算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に

7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定によ



係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金」とい

る後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ハ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第74条の規定による補助金の額

う。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額

(基礎賦課限度額)

第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。)は、54万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(基礎賦課限度額)

第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。)は、58万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入

第15条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

(介護納付金賦課総額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額

(保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額

(介護納付金賦課総額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額

のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には54万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に27万円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額をこえない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に49万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数

のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には58万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に27万5千円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額をこえない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に50万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数

の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「54万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

4 第1項から第3項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「54万円」とあるのは「16万円」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 (略)

2 前項の届出は\_\_\_\_、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和

の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「58万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

4 第1項から第3項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「58万円」とあるのは「16万円」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和

50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 富士見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 住民福祉課

平成30年4月1日施行の、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、富士見町後期高齢者医療に関する条例（平成20年富士見町条例第1号）の一部を改正する。

### 1. 改正の趣旨

改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が施行され、その事務の取扱いについては、「住所地特例の見直しに係る事務の取扱いについて」（平成29年12月15日保高発1215第1号）において示されたこと及び、高齢者の医療の確保に関する法律の第55条の2の規定が新設されたことによるもの。

### 2. 改正の内容

国保・後期の適用は住所地で行うことを原則としているが、施設等に入所し、住所が移った者について、その施設所在地で適用を受けることとした場合、施設所在地の自治体が保険者となり、その財政負担が過大となり得る。これを防ぐため、一定の施設等への入所により他の広域連合から転入した者については、前住所地の広域連合が保険者となる特例（「住所地特例」）を設けている。

しかしながら、同一制度内の保険者間異動（国保⇔国保、後期⇔後期）には適用されるが、75歳到達等により国保から後期に加入する場合、適用されない。

※ 国保加入中に住所地特例の対象施設に入所等した者が、75歳に到達した場合、入所前の住所地市町村でなく、施設所在市町村の属する広域連合が保険者となる。

後期高齢者医療制度加入時の住所地特例について、加入時に対象施設に入所等していることにより、現に国保の住所地特例を受けている被保険者は、その入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直す。

### 3. 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



富士見町後期高齢者医療に関する条例(平成20年富士見町条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料の徴収)</p> <p>第3条 富士見町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際富士見町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院した際富士見町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際富士見町に住所を有していた被保険者</p>	<p>(保険料の徴収)</p> <p>第3条 富士見町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際富士見町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院した際富士見町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際富士見町に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により富士見町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</p>

2 (略)

附 則

(平成20年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例)

第2条 平成20年度における普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期については、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで(ただし、閏年は29日まで)

第9期 3月1日から同月31日まで

(平成21年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例)

第2条の2 平成21年度における普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期については、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

2 (略)

附 則

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで(ただし、閏年は29日まで)

第9期 3月1日から同月31日まで

(平成22年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例)

第2条の3 平成22年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期については、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

(平成23年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例)

第2条の4 平成23年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期については、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

(平成24年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例)

第2条の5 平成24年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期については、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

(平成25年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例)

第2条の6 平成25年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期については、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

る。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第3条 平成20年度における被扶養者であつた被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、第4条第1項に規定する第7期以降の納期とする。

2 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期について第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金及び還付加算金の割合の特例)

第4条 (略)

(富士見町特別会計条例の一部改正)

(延滞金及び還付加算金の割合の特例)

第2条 (略)

(富士見町特別会計条例の一部改正)

第5条 (略)

(富士見町手数料徴収条例の一部改正)

第6条 (略)

第3条 (略)

(富士見町手数料徴収条例の一部改正)

第4条 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律  
第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 産業課

1. 改正の趣旨

平成29年7月より、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」の改正法として、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」が施行された。それに伴い、企業立地促進法に係る条例の一部を改正する。

2. 改正の主な内容

条例名、第1条に引用されている法律名の変更

3. 施行期日

平成30年4月1日

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成21年富士見町条例第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号) 第10条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</u></p>	<p><u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づく準則を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成29年法律第47号)第9条第1項第10条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日より施行する。</u></p>



# 富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 産業課

## 1. 改正の趣旨

平成29年7月より、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」の改正法として、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」が施行された。それに伴い、企業立地促進法に関する条例の一部を改正する。

## 2. 改正の主な内容

- (1) 条例名の変更
- (2) 「促進区域」、「地域経済牽引事業計画」の定義の明確化
- (3) 促進区域における課税免除について条文化

## 3. 施行期日

平成30年4月1日

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年富士見町条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、<u>企業立地</u>の促進等のための固定資産税の課税の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>同意集積区域</u> 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「<u>企業立地促進法</u>」という。)第9条第1項に規定する同意集積区域をいう。</p> <p>（同意集積区域における課税免除）</p> <p>第4条 <u>同意集積区域内において、企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、<u>地域経済牽引事業</u>の促進等のための固定資産税の課税の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>促進区域</u> 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年法律第47号。以下「<u>地域未来投資促進法</u>」という。）第4条第2項に規定する促進区域をいう。</p> <p>(3) <u>地域経済牽引事業計画</u> 地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。</p> <p>（促進区域における課税免除）</p> <p>第4条 <u>促進区域内において、地域未来投資促進法第13条第4号の規定により長野県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けているもの</u></p>

の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「企業立地促進法省令」という。)第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した者(企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって企業立地促進法省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。

で、かつ、同条例第24条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認を受けたものについて、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 富士見町商業振興条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 産業課

### 1. 改正の趣旨

平成27年に産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づく創業支援事業計画を策定し、個人事業主の創業支援に力を入れているが、事業指定基準に「常時従事するもの2名以上」という指定基準があり、1人で創業する方に支援ができないことから、指定基準の見直しを図るため条例の一部改正を行うものである。

### 2. 改正の主な内容

指定基準である「常時従事するもの2名以上であるもの」という条件を、補助率及び限度額を半減する条件に変更する。

### 3. 施行期日

平成30年4月1日

富士見町商業振興条例(平成12年富士見町条例第32号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(対象事業の基準及び補助金等)</u></p> <p>第5条 <u>対象事業</u>の基準、補助率及び限度額は次表のとおりとし、町長は、<u>事業者、商業団体及び建設業者</u>に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>ただし、国県の補助金を受けたものは除く。</p> <p><u>【別記1 参照】</u></p>	<p><u>(指定の基準及び補助金等)</u></p> <p>第5条 <u>指定</u>の基準、補助率及び限度額は次表のとおりとし、町長は、<u>事業の指定をした者</u>に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>ただし、国県の補助金を受けたものは除く。</p> <p><u>【別記1 参照】</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

【別記1】

現行

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
高度化事業 (第3条第1号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)第3条第1項及び第2項に規定する事業により商業団体が設置する施設で、投下固定資産総額2,000万円以上、かつ、常時従事するものが2名以上であるもの	5/100以内 限度額200万円
商店等近代化事業 (第3条第2号)	商業者又は商業団体が店舗等の近代化のため新設、増築及び改修する施設で、投下固定資産総額が200万円以上、かつ、常時従事するものが2名以上であるもの	5/100以内 限度額200万円
空き店舗等活用事業 (第3条第3号)	商業者又は商業団体が空き店舗を新たな店舗やコミュニティ施設として利活用するため改修する施設で、投下固定資産総額が50万円以上、かつ、200万円以下であるもの	10/100以内 限度額20万円
	商業者又は商業団体が空き店舗を新たな店舗やコミュニティ施設として利活用するため賃借する施設の家賃	10/100以内 限度額年20万円以内とし、2年を限度とする。
商店街等賑わい創出事業 (第3条第4号)	商業団体が商店街等の賑わいを創出するため共同して開催するイベント及び投下固定資産総額が50万円以上で設置する施設の費用の一部で町長が必要と認めるもの	30/100以内 限度額30万円
商店街環境整備事業 (第3条第5号)	商業団体が商店街に共同して設置する施設の費用の一部で町長が必要と認めるもの	30/100以内 限度額30万円

総合工事業 (第3条第6号)	日本標準産業分類に定める一般土木建築工事業から建築リフォーム工事業までとし、常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上、かつ、常時従事するものが2名以上であるもの	5/100以内 限度額100万円
職別工事業 (第3条第7号)	日本標準産業分類に定める大工工事業から塗装工事業までとし、独自で開発した製品以外の既製品・木材を購入し、又は加工した製品を他社へ卸売をせず、個人との請負契約により工事を行う事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上、かつ、常時従事するものが2名以上であるもの	5/100以内 限度額100万円
設備工事業 (第3条第8号)	日本標準産業分類に定める設備工事業とし、主として電気工作物、空調設備、給排水・衛生設備、昇降設備を自己又は下請として設備の一部を構成する事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上、かつ、常時従事するものが2名以上であるもの	5/100以内 限度額100万円

改正後（案）

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
高度化事業 (第3条第1号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)第3条第1項及び第2項に規定する事業により商業団体が設置する施設で、投下固定資産総額2,000万円以上_____で あるもの	5/100以内 限度額200万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする

<p>商店等近代化事業 (第3条第2号)</p>	<p>事業者又は商業団体が店舗等の近代化のため新設、増築及び改修する施設で、投下固定資産総額が200万円以上_____であるもの</p>	<p>5/100以内 限度額200万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする</p>
<p>空き店舗等活用事業 (第3条第3号)</p>	<p>事業者又は商業団体が空き店舗を新たな店舗やコミュニティ施設として利活用するため改修する施設で、投下固定資産総額が50万円以上、かつ、200万円以下であるもの</p>	<p>10/100以内 限度額20万円</p>
	<p>事業者又は商業団体が空き店舗を新たな店舗やコミュニティ施設として利活用するため賃借する施設の家賃</p>	<p>10/100以内 限度額年20万円以内とし、2年を限度とする</p>
<p>商店街等賑わい創出事業 (第3条第4号)</p>	<p>商業団体が商店街等の賑わいを創出するため共同して開催するイベント及び投下固定資産総額が50万円以上で設置する施設の費用の一部で町長が必要と認めるもの</p>	<p>30/100以内 限度額30万円</p>
<p>商店街環境整備事業 (第3条第5号)</p>	<p>商業団体が商店街に共同して設置する施設の費用の一部で町長が必要と認めるもの</p>	<p>30/100以内 限度額30万円</p>
<p>総合工事業 (第3条第6号)</p>	<p>日本標準産業分類に定める一般土木建築工事業から建築リフォーム工事業までとし、常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上_____であるもの</p>	<p>5/100以内 限度額100万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする</p>



<p>職別工事業 (第3条第7号)</p>	<p>日本標準産業分類に定める大工工事業から塗装工事業までとし、独自で開発した製品以外の既製品・木材を購入し、又は加工した製品を他社へ卸売をせず、個人との請負契約により工事を行う事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上_____であるもの</p>	<p>5/100以内 限度額100万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする</p>
<p>設備工事業 (第3条第8号)</p>	<p>日本標準産業分類に定める設備工事業とし、主として電気工作物、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備を自己又は下請として設備の一部を構成する事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上_____であるもの</p>	<p>5/100以内 限度額100万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする</p>

## 工業振興条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 産業課

### 1. 改正の趣旨

平成29年7月より、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」の改正法として、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」が施行されたため、関係条例の名称変更をする。また、中小企業事業団法が廃止に伴う補助対象事業の整備のため、条例の一部改正を行うものである。

### 2. 改正の主な内容

- (1) 中小企業事業団法の廃止に伴う第3条第6号中小企業高度化事業の廃止
- (2) 第5条表中の限度額及び補助率の表記の変更
- (3) 企業立地促進法から地域未来投資促進法へ改正されたことに伴う、引用条例の名称変更

### 3. 施行期日

平成30年4月1日

富士見町工業振興条例(平成元年富士見町条例第33号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(対象事業)</p> <p>第3条 町長は第1条の目的を達成するために、次の各号の1に該当する事業を行う者に対し助成措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) 中小企業事業団法施行令(昭和55年政令第241号)第3条に規定する事業又はこれに準ずるもので町長が認める事業</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(指定の基準及び補助金等)</p> <p>第5条 指定の基準、補助率及び限度額は次表のとおりとし、町長は、事業の指定をした者に対し、予算の範囲内において補助金の交付をするものとする。</p> <p><u>【別記1 参照】</u></p> <p>2 前項の規定により事業の指定を受ける者のうち、賃借により既に工場用地に供している土地を取得する場合又は償却資産のみの場合は交付対象としない。</p>	<p>(対象事業)</p> <p>第3条 町長は第1条の目的を達成するために、次の各号の1に該当する事業を行う者に対し助成措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(指定の基準及び補助金等)</p> <p>第5条 指定の基準、補助率及び限度額は次表のとおりとし、町長は、事業の指定をした者に対し、予算の範囲内において補助金の交付をするものとする。</p> <p><u>【別記1 参照】</u></p> <p>2 前項の規定により事業の指定を受ける者のうち、賃借により既に工場用地に供している土地を取得する場合_____は交付対象としない。</p>

(適用除外)

第6条 富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年富士見町条例第15号)に規定する固定資産税の課税の特例の適用を受けるものについては、前条の2の規定は、適用しない。

(適用除外)

第6条 富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年富士見町条例第15号)に規定する固定資産税の課税の特例の適用を受けるものについては、前条の2の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【別記1】

現行

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
町外工業者の施設新設事業 (第3条第1号)	投下固定資産総額2,000万円以上で、かつ、常時使用する従業員が10人以上であるもの。ただし、町内居住者を5人以上とすること	投下固定資産総額の <u>100分の5</u> 以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率は <u>50/100</u> とする。
町内工業者の施設移転新設事業 (第3条第2号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の <u>100分の5</u> 以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率は <u>50/100</u> とする。
町内施設増設事業 (第3条第3号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の <u>100分の5</u> 以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率は <u>50/100</u> とする。
町内施設改善事業 (第3条第4号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の <u>100分の5</u> 以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率は <u>50/100</u> とする。
生産設備投資促進事業 (第3条第5号)	投下固定資産総額100万円以上であるもの	投下固定資産総額の <u>5/100</u> 以内で年間20万円を限度とする。

<p>中小企業高度化事業 (第3条第6号)</p>	<p>投下固定資産総額2,000万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること</p>	<p>投下固定資産総額の100分の5以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率は50/100とする。</p>
<p>公害等防止施設事業 (第3条第7号)</p>	<p>投下固定資産総額100万円以上のもの</p>	<p>投下固定資産総額の100分の10以内で800万円を限度とする。</p>
<p>工場等の用地取得事業(富士見高原産業団地を除く。) (第3条第8号)</p>	<p>町工業振興上適当と認められるもので、取得する土地の面積が600m<sup>2</sup>以上であること、かつ、取得から2年以内に当該用地において操業を開始するもの</p>	<p>取得価格の100分の30以内で500万円を限度とし、用地の取得から当該工場等を2年以内に建設し操業したときに交付する。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率は50/100とする。</p>
<p>富士見高原産業団地の用地取得事業 (第3条第9号)</p>	<p>町工業振興上適当と認められるもの</p>	<p>取得価格の100分の20以内で1企業1億円を限度とし、3年間に分割して交付する。</p>
<p>人材育成・職業訓練等事業 (第3条第10号)</p>	<p>町工業振興上適当と認められるもの</p>	<p>授業料の2分の1以内を就学年ごとに交付する。</p>

改正後（案）

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
町外工業者の施設新設事業 (第3条第1号)	投下固定資産総額2,000万円以上で、かつ、常時使用する従業員が10人以上であるもの。ただし、町内居住者を5人以上とすること	投下固定資産総額の $\frac{5}{100}$ 以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の $\frac{1}{2}$ とする。
町内工業者の施設移転新設事業 (第3条第2号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の $\frac{5}{100}$ 以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の $\frac{1}{2}$ とする。
町内施設増設事業 (第3条第3号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の $\frac{5}{100}$ 以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の $\frac{1}{2}$ とする。
町内施設改善事業 (第3条第4号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の $\frac{5}{100}$ 以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の $\frac{1}{2}$ とする。
生産設備投資促進事業 (第3条第5号)	投下固定資産総額100万円以上であるもの	投下固定資産総額の $\frac{5}{100}$ 以内で年間20万円を限度とする。

<p>公害等防止施設事業 (第3条第6号)</p>	<p>投下固定資産総額100万円以上のもの</p>	<p>投下固定資産総額の<math>\frac{10}{100}</math> 以内で800万円を限度とする。</p>
<p>工場等の用地取得事業(富士見高原産業団地を除く。) (第3条第7号)</p>	<p>町工業振興上適当と認められるもので、取得する土地の面積が600m<sup>2</sup>以上であること、かつ、取得から2年以内に当該用地において操業を開始するもの</p>	<p>取得価格の<math>\frac{30}{100}</math> 以内で500万円を限度とし、用地の取得から当該工場等を2年以内に建設し操業したときに交付する。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の<math>\frac{1}{2}</math>とする。</p>
<p>富士見高原産業団地の用地取得事業 (第3条第8号)</p>	<p>町工業振興上適当と認められるもの</p>	<p>取得価格の<math>\frac{20}{100}</math> 以内で1企業1億円を限度とし、3年間に分割して交付する。</p>
<p>人材育成・職業訓練等事業 (第3条第9号)</p>	<p>町工業振興上適当と認められるもの</p>	<p>授業料の<math>\frac{1}{2}</math> 以内を就学年ごとに交付する。</p>



## 富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 生涯学習課

### 1. 改正の趣旨

平成27年の大雪で被害を受け休止している富士見町B&G海洋センタープールの廃止協議及び平成15年から休止している富士見町B&G海洋センター艇庫の用途変更協議が公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団と整った。また、富士見町スポーツ推進審議会からも施設廃止の答申を受けていることから、富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例（平成8年富士見町条例第5号）において設置されている富士見町B&G海洋センタープール及び富士見町B&G海洋センター艇庫を廃止するものである。

### 2. 施行期日

平成30年3月31日

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例(平成8年富士見町条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）																																																												
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																																												
第3条 体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。	第3条 体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 429 725 485">名称</th> <th data-bbox="725 429 1093 485">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 485 725 541">富士見町町民センター</td> <td data-bbox="725 485 1093 541">富士見町落合10039番地4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 541 725 596">富士見町第2体育館</td> <td data-bbox="725 541 1093 596">富士見町落合10034番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 596 725 652">富士見町B&amp;G海洋センター体育館</td> <td data-bbox="725 596 1093 652">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 652 725 708">富士見町B&amp;G海洋センタープール</td> <td data-bbox="725 652 1093 708">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 708 725 764">富士見町B&amp;G海洋センター艇庫</td> <td data-bbox="725 708 1093 764">富士見町立沢3224番地3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 764 725 820">富士見町町民広場野球場</td> <td data-bbox="725 764 1093 820">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 820 725 876">富士見町町民広場総合運動場</td> <td data-bbox="725 820 1093 876">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 876 725 932">富士見町町民広場第1キャンプ場</td> <td data-bbox="725 876 1093 932">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 932 725 987">富士見町町民広場第2キャンプ場</td> <td data-bbox="725 932 1093 987">富士見町落合12584番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 987 725 1043">富士見町町民広場野外音楽堂</td> <td data-bbox="725 987 1093 1043">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1043 725 1099">富士見町町民広場テニスコート</td> <td data-bbox="725 1043 1093 1099">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1099 725 1155">富士見町町民広場マレットゴルフ場</td> <td data-bbox="725 1099 1093 1155">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1155 725 1211">富士見町町民広場農村集落多目的共同利用施設 (研修センター)</td> <td data-bbox="725 1155 1093 1211">富士見町乙事1230番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1211 725 1305">富士見町弓道場</td> <td data-bbox="725 1211 1093 1305">富士見町富士見4654番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	富士見町町民センター	富士見町落合10039番地4	富士見町第2体育館	富士見町落合10034番地	富士見町B&G海洋センター体育館	富士見町乙事1000番地	富士見町B&G海洋センタープール	富士見町乙事1000番地	富士見町B&G海洋センター艇庫	富士見町立沢3224番地3	富士見町町民広場野球場	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場総合運動場	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場第1キャンプ場	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場第2キャンプ場	富士見町落合12584番地1	富士見町町民広場野外音楽堂	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場テニスコート	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場マレットゴルフ場	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場農村集落多目的共同利用施設 (研修センター)	富士見町乙事1230番地	富士見町弓道場	富士見町富士見4654番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 429 1684 485">名称</th> <th data-bbox="1684 429 2051 485">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 485 1684 541">富士見町町民センター</td> <td data-bbox="1684 485 2051 541">富士見町落合10039番地4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 541 1684 596">富士見町第2体育館</td> <td data-bbox="1684 541 2051 596">富士見町落合10034番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 596 1684 652">富士見町B&amp;G海洋センター体育館</td> <td data-bbox="1684 596 2051 652">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 652 1684 708"></td> <td data-bbox="1684 652 2051 708"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 708 1684 764"></td> <td data-bbox="1684 708 2051 764"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 764 1684 820">富士見町町民広場野球場</td> <td data-bbox="1684 764 2051 820">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 820 1684 876">富士見町町民広場総合運動場</td> <td data-bbox="1684 820 2051 876">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 876 1684 932">富士見町町民広場第1キャンプ場</td> <td data-bbox="1684 876 2051 932">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 932 1684 987">富士見町町民広場第2キャンプ場</td> <td data-bbox="1684 932 2051 987">富士見町落合12584番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 987 1684 1043">富士見町町民広場野外音楽堂</td> <td data-bbox="1684 987 2051 1043">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1043 1684 1099">富士見町町民広場テニスコート</td> <td data-bbox="1684 1043 2051 1099">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1099 1684 1155">富士見町町民広場マレットゴルフ場</td> <td data-bbox="1684 1099 2051 1155">富士見町乙事1000番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1155 1684 1211">富士見町町民広場農村集落多目的共同利用施設 (研修センター)</td> <td data-bbox="1684 1155 2051 1211">富士見町乙事1230番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1211 1684 1305">富士見町弓道場</td> <td data-bbox="1684 1211 2051 1305">富士見町富士見4654番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	富士見町町民センター	富士見町落合10039番地4	富士見町第2体育館	富士見町落合10034番地	富士見町B&G海洋センター体育館	富士見町乙事1000番地					富士見町町民広場野球場	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場総合運動場	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場第1キャンプ場	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場第2キャンプ場	富士見町落合12584番地1	富士見町町民広場野外音楽堂	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場テニスコート	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場マレットゴルフ場	富士見町乙事1000番地	富士見町町民広場農村集落多目的共同利用施設 (研修センター)	富士見町乙事1230番地	富士見町弓道場	富士見町富士見4654番地
名称	位置																																																												
富士見町町民センター	富士見町落合10039番地4																																																												
富士見町第2体育館	富士見町落合10034番地																																																												
富士見町B&G海洋センター体育館	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町B&G海洋センタープール	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町B&G海洋センター艇庫	富士見町立沢3224番地3																																																												
富士見町町民広場野球場	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場総合運動場	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場第1キャンプ場	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場第2キャンプ場	富士見町落合12584番地1																																																												
富士見町町民広場野外音楽堂	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場テニスコート	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場マレットゴルフ場	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場農村集落多目的共同利用施設 (研修センター)	富士見町乙事1230番地																																																												
富士見町弓道場	富士見町富士見4654番地																																																												
名称	位置																																																												
富士見町町民センター	富士見町落合10039番地4																																																												
富士見町第2体育館	富士見町落合10034番地																																																												
富士見町B&G海洋センター体育館	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場野球場	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場総合運動場	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場第1キャンプ場	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場第2キャンプ場	富士見町落合12584番地1																																																												
富士見町町民広場野外音楽堂	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場テニスコート	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場マレットゴルフ場	富士見町乙事1000番地																																																												
富士見町町民広場農村集落多目的共同利用施設 (研修センター)	富士見町乙事1230番地																																																												
富士見町弓道場	富士見町富士見4654番地																																																												

別表(第 10 条関係)

1～3 略

4 B&G 海洋センタープール使用料(単位：円)

区分		1人1回	回数券	
プール	小・中学生	100	850	回数券は10枚綴り
	高校・一般	210	1,690	
	専用	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	
		5,290	8,470	

備考

(1) 時間をまたがるものは、規定の使用料金を合算した額とする。

5 町民広場野球場、総合運動場、第 1 キャンプ場、第 2 キャンプ場、野外音楽堂、テニスコート、農村集落多目的共同利用施設(研修センター)使用料(単位：円)

区分		午前8時30分 から正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時か ら午後10 時まで	備考
野球場	町内者	1,590	2,110	2,110	照明器を使用した場合は次の額を徴収する
	町外者	2,110	3,710	3,710	

別表(第 10 条関係)

1～3 略

4 町民広場野球場、総合運動場、第 1 キャンプ場、第 2 キャンプ場、野外音楽堂、テニスコート、農村集落多目的共同利用施設(研修センター)使用料(単位：円)

区分		午前8時30分 から正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時か ら午後10 時まで	備考
野球場	町内者	1,590	2,110	2,110	照明器を使用した場合は次の額を徴収する
	町外者	2,110	3,710	3,710	

					野球用30分1,430円 ソフトボール用30分410円
総合運動場	町内者	2,110	3,170	3,170	半面使用の場合は2分の1の額とする 照明器を使用した場合は次の額を徴収する ソフトボール用30分410円 サッカー用30分820円
	町外者	4,230	6,350	6,350	
第1、第2 キャンプ場	町内者	テント 1張 530			
	町外者	テント 1張 1,050			
野外音楽堂	町内者	530	1,050	1,050	
	町外者	1,050	1,590	1,590	
テニスコート	町内者	530	1,050	530	1面につき
	町外者	1,050	2,110	1,050	
農村集落多 目的共同利 用施設(研修 センター)		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時か ら午後9時 30分まで	占用使用の場合のみ
	町内者	1,050	1,590	1,590	
	町外者	1,590	2,110	2,110	

					野球用30分1,430円 ソフトボール用30分410円
総合運動場	町内者	2,110	3,170	3,170	半面使用の場合は2分の1の額とする 照明器を使用した場合は次の額を徴収する ソフトボール用30分410円 サッカー用30分820円
	町外者	4,230	6,350	6,350	
第1、第2 キャンプ場	町内者	テント 1張 530			
	町外者	テント 1張 1,050			
野外音楽堂	町内者	530	1,050	1,050	
	町外者	1,050	1,590	1,590	
テニスコート	町内者	530	1,050	530	1面につき
	町外者	1,050	2,110	1,050	
農村集落多 目的共同利 用施設(研修 センター)		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時か ら午後9時 30分まで	占用使用の場合のみ
	町内者	1,050	1,590	1,590	
	町外者	1,590	2,110	2,110	

備考

- (1) 研修センターの暖房機使用料金は、使用料金の5割の額とする。
- (2) 時間をまたがるものは、規定の使用料金を合算した額とする。

6 弓道場使用料(単位：円)

午前9時から 正午まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 9時30分まで	備考
310 (100)	530 (100)	1,050 (210)	( )内は2時間単位個人使用

備考

- (1) 時間をまたがるものは、規定の使用料金を合算した額とする。

5 弓道場使用料(単位：円)

午前9時から 正午まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 9時30分まで	備考
310 (100)	530 (100)	1,050 (210)	( )内は2時間単位個人使用

備考

- (1) 時間をまたがるものは、規定の使用料金を合算した額とする。

附 則

この条例は、平成30年3月31日から施行する。

# 富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要

平成30年3月 消防課

## 1. 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）による損害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き、すべて基準政令別表に定める補償基礎額を基礎とし、これに一定の割合又は日数を乗じて算定されるように定められているが、基準政令第2条第3項の各号に掲げる者で、災害発生日において他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者（以下「扶養親族」という。）がある場合には、常勤職員の扶養手当に準じて、補償基礎額に一定の金額を加算することとされている。この額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に定められている扶養手当支給額を日額換算（扶養手当支給額を30で除し、1円未満を四捨五入）したものである。平成28年11月、給与法の改正により、平成30年度以降、扶養手当支給額が改正されることとなったことに伴い、基準政令に定める、補償基礎額に加算額についても、改定を実施することとする。この中で扶養手当の支給額及び支給対象が改正されたことに伴い、富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行う。

## 2. 改正の内容

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改定を、以下のとおり行う。

① 配偶者	217 円
② 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	333 円
③ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	217 円
④ 60歳以上の父母及び祖父母	217 円
⑤ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	217 円
⑥ 重度心身障害者	217 円

## 3. 経過措置

この条例の適用日以後に支給すべき事由の生じた場合は、新条例が適用されます。適用日前に支給すべき事由の生じた場合については、なお、従前の例によることとなります。なお、適用日前に事故にあり、適用日以後に死亡、疾病、障害等になった場合については、新条例が適用されます。

## 4. 施行期日

平成30年4月1日

富士見町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年富士見町条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条_____において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条_____において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項((原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたとき</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項((原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたとき</p>

は、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれか該当する扶養親族については、1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

は、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)



附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士見町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた富士見町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議の理由

平成30年3月 総務課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により協議するものである。

### 1. 加入及び名称変更

平成30年4月1日付で「白馬山麓環境施設組合」が「白馬山麓事務組合」に名称変更するため

### 2. 規約変更施行日 平成30年4月1日

長野県町村公平委員会共同設置規約新旧対照表

新	旧
<p>別表</p> <p>佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村、佐久平環境衛生組合、南佐久環境衛生組合、小海町北相木村南相木村中学校組合、北佐久郡老人福祉施設組合、川西保健衛生施設組合、佐久市・北佐久郡環境施設組合、上田市長和町中学校組合、依田窪医療福祉事務組合、南諏衛生施設組合、木曾広域連合、松塩安筑老人福祉施設組合、麻績村筑北村学校組合、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合、中信地域町村交通災害共済事務組合、池田松川施設組合、北アルプス広域連合、<u>白馬山麓事務組合</u>、須高行政事務組合、北部衛生施設組合、東北信市町村交通災害共済事務組合、長野県市町村自治振興組合、長野県市町村総合事務組合</p>	<p>別表</p> <p>佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村、佐久平環境衛生組合、南佐久環境衛生組合、小海町北相木村南相木村中学校組合、北佐久郡老人福祉施設組合、川西保健衛生施設組合、佐久市・北佐久郡環境施設組合、上田市長和町中学校組合、依田窪医療福祉事務組合、南諏衛生施設組合、木曾広域連合、松塩安筑老人福祉施設組合、麻績村筑北村学校組合、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合、中信地域町村交通災害共済事務組合、池田松川施設組合、北アルプス広域連合、<u>白馬山麓環境施設組合</u>、須高行政事務組合、北部衛生施設組合、東北信市町村交通災害共済事務組合、長野県市町村自治振興組合、長野県市町村総合事務組合</p>

## 町道の路線の一部廃止の理由

平成30年3月 建設課

現在、都市計画道路「役場通り線」について道路拡幅改良工事が長野県事業として進められているが、拡幅にともない接する町道部分が役場通り線の道路敷地に編入されるため路線の一部を廃止するものです。

## 路線の一覧

道路法第10条第3項の規定により一部廃止する路線

番号	路線名	旧	起終点地番		延長 (m)
		新	起点	終点	
1	3630号線	旧	落合 9984-385	落合 9984-392	33.9
		新	落合 9984-385	落合 9984-392	26.5
2	7792号線	旧	富士見 4654-313	落合 10777-1	410.2
		新	富士見 4654-313	落合 10777-1	402.8
3	7908号線	旧	落合 9984-1206	落合 9984-1062	82.1
		新	落合 9984-1206	落合 9984-1062	74.7

※路線延長は役場通り線道路拡幅改良工事の計画図面から測定したおよその数値であり、道路台帳の調製等により変動する場合があります

町道の路線の一部廃止箇所 見取図・詳細図

○説明資料の構成

1. 見取図 一部廃止する路線の位置を示してあります。(縮尺1万分の1)
2. 路線詳細図 道路台帳図に図郭番号を附し、一部廃止する路線に路線番号を附して位置を示してあります。(縮尺2千分の1)
3. 公図 一部廃止する路線に路線番号を付して位置を示してあります。(縮尺2千分の1)

# 見取図

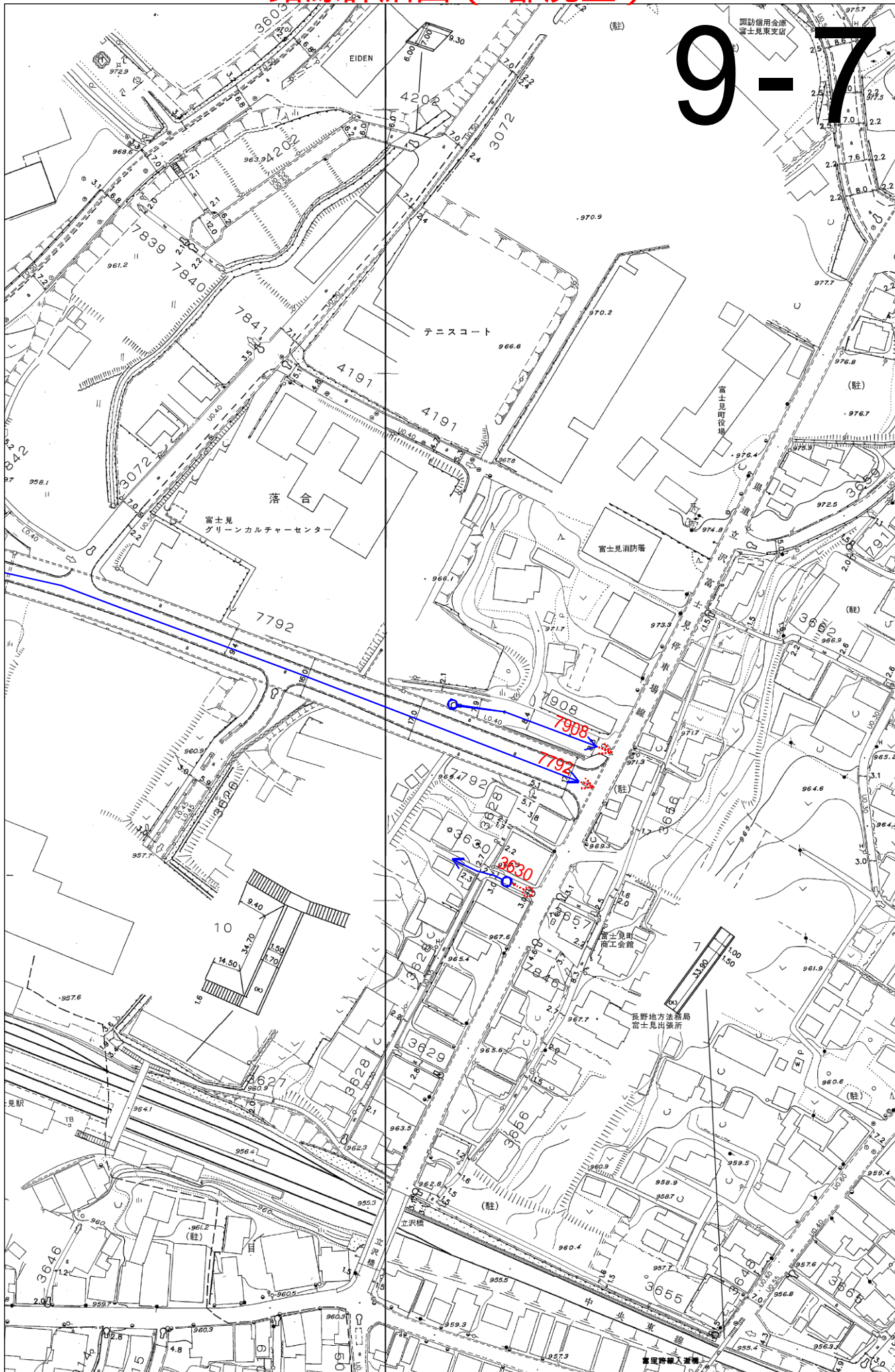


S=1:10,000

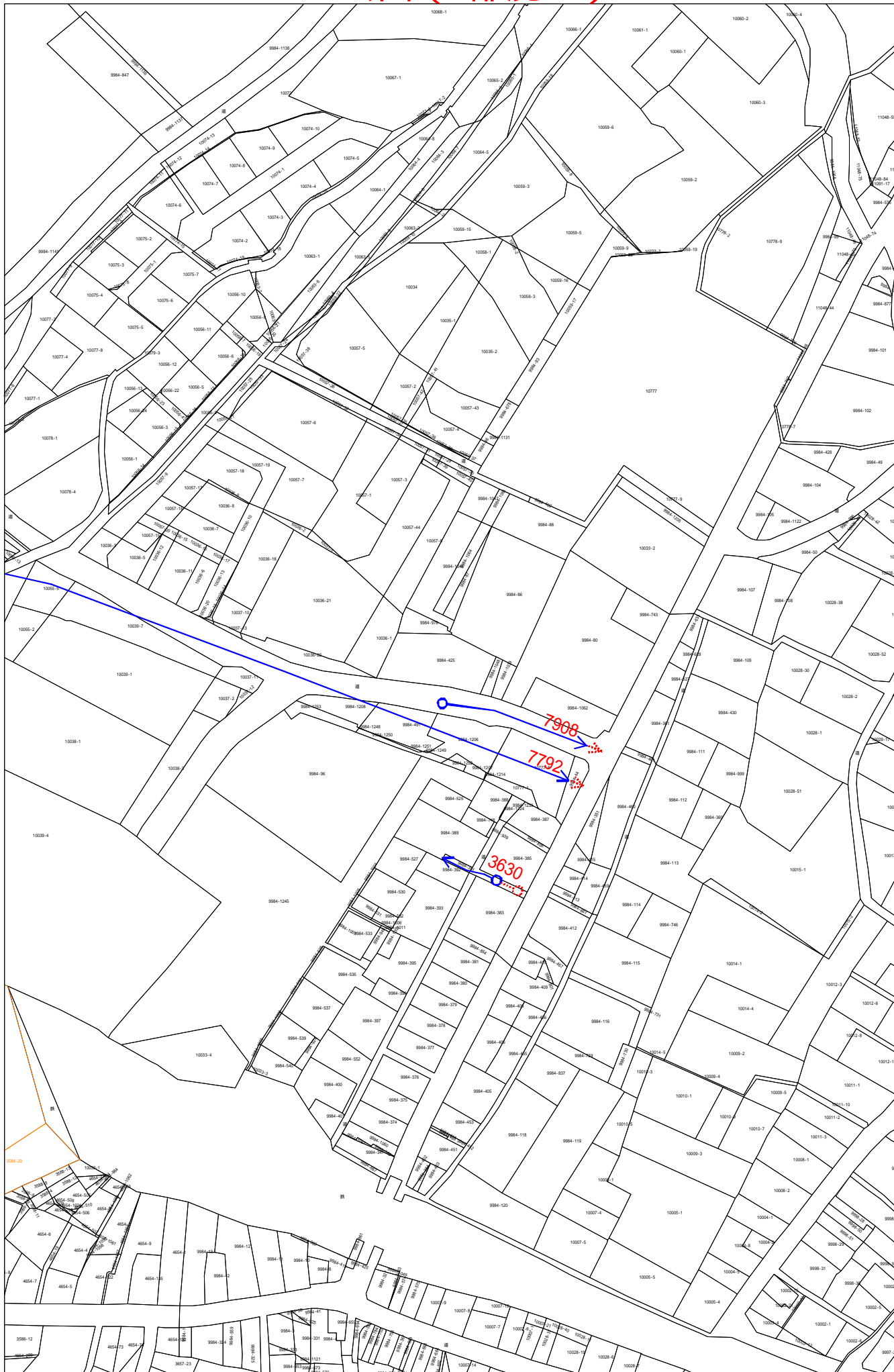
# 路線詳細図 (一部廃止)

# 9-7

S=1:2,000



# 公図 (一部廃止)



S=1:2,000